

今後の重点保育施策（方針）

— 保育サービスのさらなる充実に向けて —

平成 1 5 年 4 月

横 浜 市

はじめに

保育のニーズが増大し多様化する中で、子どもの発達や保護者の就労を支援し、育児不安や負担感の解消を図るなど、地域における子育ての問題は幅広く、こうした問題にきめ細かく対応することが求められています。

保育所は地域に身近な施設として、それぞれの地域で求められる保育のニーズに対応し、園内だけでなく家庭や地域の子育て支援を積極的に行い、安心して子どもを育てる環境づくりに取り組んでいます。このように保育所は、多くの保護者や地域の信頼に応えながら地域の育児力を高め、保育の問題を地域で解決していく役割を担っています。このたびとりまとめた「今後の重点保育施策」は、こうした多様な機能と役割を持つ保育所を中心に、今後横浜市が重点施策として取り組みを進め、さらなる保育施策の推進を図るために策定したものです。

1 多様な保育ニーズに応えるサービスの展開

(1)土曜保育の延長・休日保育の実施

- ・勤務形態の多様化により現在でも延長保育などのニーズが寄せられていますが、今後、土曜日の保育延長や休日保育も必要性が高くなることを見込まれるため、横浜保育室における展開も含めてニーズに応じたサービスが行われるよう取り組んでいきます。
- ・また、サービス業など年末期の就労への対応として、年末保育の実施についても取り組んでいきます。

(2)夜間保育の実施

- ・市内ではじめて0時まで保育を行う夜間保育所が平成15年4月に開設されました。今後とも、保護者のニーズを聞き、必要に応じて拡充していきます。

(3)一時保育の拡充

- ・冠婚葬祭やリフレッシュなど、家庭で育児をする親の生活を支えていくことも必要となっており、保育所に通う園児以外でも預かるなど、地域のさまざまな子育てをサポートすることが保育施設の役割ともなっています。
- ・民間施設を中心として、緊急や突発的な事例に対応できるよう、より多くの保育所や横浜保育室等で一時保育を実施し、施設間の日常的な連携体制を整えていきます。

(4)病後児・病児保育の拡充

- ・病後児保育の実施保育所を拡大するとともに、新たに医療機関と連携した病児保育を実施することや、産後の体調不良のため家事や育児が困難な家庭へヘルパー等を派遣する産後ヘルパー派遣について検討していきます。

(5) 保育所の育児支援

ア 「子育て相談」の拡充

- ・各区のこども家庭支援担当と連携し、区役所等で行われる乳幼児検診や予防接種の会場をはじめとして、保育士が保育施設（認可保育所・横浜保育室ほか）で行われる行事の際や市民利用施設などを会場として巡回し、子育ての各種相談に応じます。

イ 未受診家庭に対する保育士の相談対応

- ・定期健診の未受診家庭に対する保健師の訪問に保育士が同行し、以降、電話や訪問などを通じて子育て相談に応じるなど、その後、日常的な「見守り」体制をつくりながら、育児不安や負担感の解消を図ります。

ウ 子育てサークル等からの要請に基づく出張相談等

- ・市立保育所と同様に、民間保育所が交流保育や園庭開放などの育児支援事業を拡充し、子育て支援推進事業や「親と子のつどいのひろば」事業などと連携するよう取り組みます。
- ・乳幼児を持つ家庭やグループなどの要請に応え、遊びや生活習慣などの相談対応に出向くほか、交流の場の充実など、保健師や保育士が市民の相談ニーズに応えていきます。

エ 中・高年齢者との世代間交流

- ・中・高年齢者が保育所で乳幼児と交流する機会をつくることにより、伝承遊びや民話、動植物を通じた自然との触れ合いを子どもに伝え、保育内容の充実を図るほか、花壇づくりや施設の修繕等、施設運営の改善を図ります。

(6) 保育所・幼稚園の連携・合同事業の実施

- ・保育所・幼稚園のそれぞれの機能をあわせ持つ「はまっ子幼保園」の整備・運営を行います。また、地域の保育資源として、「幼稚園はまっ子広場」などの施設開放や育児相談などとともに両者による合同事業の実施に取り組みます。

2 保育の質の向上

(1) 研修

ア 研修の充実と参加促進の支援

- ・民間保育所では職員の資質向上のために独自に数多くの研修を実施することが難しい状況にあり、また、民間保育所の保育士は市立に比べ経験年数が少ない者が多いことなどから、研修の充実が必要です。経験年数別研修、テーマ別研修や相談対応研修等を充実するとともに、保護者のさまざまな意見を反映するシステムを整えていきます。
- ・保護者の多様な保育ニーズに応えるため、保護者の要望や保育の現場、特に民間保育所により充実すべき研修内容などについて調査をし、研修テーマに採用するほか、保護者からの相談対応についても研修の充実を図っていきます。
- ・民間保育所が必要とする研修を充実し、あわせて、より多くの研修参加を促すための支援策（夜間・休日開催等）を検討・実施します。

イ 認可保育所や「横浜保育室」などへの巡回員の派遣

- ・保育経験豊富な嘱託職員を認可保育所や「横浜保育室」へ派遣し、保育内容の充実を図るとともに、合同事業のコーディネートや相談事業の拡充、施設開放事業などの企画運営につなげるなど、バラエティ豊かな保育事業を日常的に支援していきます。
- ・保護者への対応をはじめとした職員の相談への対応や中・高校生の保育体験事業の実施などについても推進します。

(2) 地域全体の保育力の向上

- ・今後はより多くの民間事業者によって保育サービスが提供されることから、保育所・横浜保育室などの民間事業者が運営する保育施設どうしがより密接に他の施設と関わりを持ち、互いに情報を交換し、それぞれの運営に反映していくことが必要です。区役所や市立保育所が近隣の民間保育施設に積極的に働きかけるなど、公民を問わず、区や地域を単位とした保育施設の交流や事業の共同実施などを進め、その相乗効果の中から、子どもの保育を担う施設として互いが自主的に充実・向上に向けて取組めるよう環境を整えていきます。

(3) 事業者への指導

ア 指導監査

- ・保育の実施状況が関係法令等の最低基準等に照らし適正かどうかを検証することを目的として、現在、1班2名体制により、原則1日2施設（法人監査も同時に実施）を実地監査していますが、今後施設数の増加が確実であるため、班を増やしきめ細かな監査体制の充実を図ります。
- ・市民がそれぞれのニーズに合った質の高いサービスを選択できるよう、情報公開を進め、保育所の指導監査の結果や改善状況について、平成16年度より指導監査の結果（15年度実施分）を市のホームページで公開します。

イ 保育の質を担保する取組み

- ・事務職員による原則年1回の一般監査では、時間的にも保育サービスの質の向上を担保することは困難であることから、保育士資格者や園長経験者等により、日頃の保育所運営に

沿った相談・指導体制を整えていきます。

- ・地域に密着した区において、日頃の相談・指導等を継続的に行うことで年1回の監査が効果を上げるよう、局・区の連携強化を進めます。

(4) 苦情解決（サービスの質の向上） — 第三者委員・福祉調整委員会 —

- ・保育所ごとに置かれている第三者委員について、誰からも利用しやすい制度となるよう、改善に取り組みます。
- ・本市では、福祉保健サービス利用者の不利益を救済し、その権利を擁護するため、福祉保健サービスに対する利用者等からの苦情に対応する中立的な第三者機関として「横浜市福祉調整委員会」を設置しており、苦情の解決を図るとともに、福祉保健行政における透明性を確保し、サービスの向上を図るための活動を実施しています。
- ・同委員会は、迅速に苦情の解決を図るとともに、必要に応じて改善の申し入れ等を行っており、引き続き保育サービスの質の向上を図っていきます。

(5) 評価システムの策定（第三者評価）

- ・第三者評価については、保育所の利用者が施設を選択する上で客観的な判断材料となるものであることから、今後の導入が急がれます。
- ・本市では保育所等の社会福祉施設等を対象として、平成15年度に市民・事業者・学識経験者からなる評価検討委員会（仮称）を設置し、市独自の評価基準を検討し、評価検討委員会で作成した評価基準案を実証するため、同委員会委員によるモデル評価を行います。また、評価機関を認証する基準や仕組みについても検討します。
- ・第三者評価事業の啓発のため、NPO・ボランティア団体や施設職員向けにシンポジウムの開催や基礎研修の実施、各種広報などを積極的に行います。翌16年度には、評価機関による評価を開始するとともに、今後の認証機関の組織のあり方をまとめます。

3 市立保育所の民営化

(1) 民営化について

- ・延長保育や一時保育、休日保育など様々な保育ニーズが要望されていることから、地域で求められる保育ニーズに柔軟に対応することを目的として、市立保育所の民営化を進めます。
- ・民間保育所は保育サービス提供の中心的役割を担い、行政は保育サービスの水準の維持・向上に向け障害児保育の拡充や各種施設との連携など、地域全体の保育力を高める役割に移行します。

(2) 民営化方法

- ・民営化にあたっては、保育所新設の場合と同様、土地（市有地）については無償で貸付けます。
- ・建物については資産評価額に応じて有償で譲渡します。
- ・移管先については、市有地を無償貸付することから社会福祉法人など公共的な団体とします。

(3) 法人選定

- ・移管条件を提示し、法人等を募集します。
- ・移管先を決定するため、法人等から保育サービス内容等についての具体的な提案（プロポーザル）をしていただき、保育の進め方のほか保護者とのコミュニケーション、安全・衛生対策などを総合的に評価して法人を選定します。
- ・学識経験者、市民代表者等からなる移管法人選考委員会（仮称）で選考します。

（選考項目（案））

- ・保育目標及び保育内容（特別保育事業も含む）
- ・サービスの質の向上及び利用者保護
- ・理事長及び施設長の資格等
- ・資金計画及び経理状況等（保育資産・事業の資金繰り）

(4) 移管条件

- ・ 移管予定の市立保育所で実施している保育内容及び新たな保育サービスの実施を移管後の継続事項として示し、遵守されるよう義務づけます。
- ・ 移管後の継続事項（例）
保育士の配置・年齢構成、保育時間、保育料、保護者の経費負担
休園日、年間行事、給食、健康診断、障害児保育 など

(5) 移管計画

- ・ 平成16年度（16年4月）から順次、民間への移管を進めます。
- ・ 市立保育所の多い区から順に各区1園ずつ移管し、年4園程度を民営化します。
- ・ 各区ごとに市立保育所について、施設・設備の管理状況、敷地面積、利便性、児童の入所状況を調査し、点数化して評価の高い保育所を候補とし、近隣の民間保育所の設置状況を勘案して選定します。
- ・ 民間移管の初年度である平成16年度に実施する保育所は次の4施設
丸山台保育園（港南区）・鶴ヶ峰保育園（旭区）・岸根保育園（港北区）
柿の木台保育園（青葉区）

(6) 移管スケジュール

- ・ 15年4月 計画発表 以降、保護者に説明
- ・ 8月 移管法人・募集
- ・ 10月 選考委員会を経て移管法人を決定
- ・ 16年1月～3月 法人への引継・共同保育
- ・ 4月 民営化実施

4 障害児保育の全園展開

- ・ 市立保育所では、障害児保育に昭和50年度から取り組み、指定園での実施を経て、平成10年度から市立保育所全園で障害児保育を行っています。
- ・ 民間保育所では先進的な取り組みを進めてきた保育所もあるものの、全体としては受入の比率が低く、いまだ半数に満たない42%にとどまっています。
- ・ ノーマライゼーションの考え方からも、民間保育所全園で障害児を受け入れていくことが望まれており、市立保育所の障害児保育の実績を活かして交流や支援を通じ市全体の受入れを拡充していく取り組みが必要となっています。

(1) 障害児全園受入れに向けた関係団体との促進策の検討

- ・ 障害児保育の促進に向け、関係団体と一体となり、未実施の原因を調べ、受入促進の具体策や相談サポート体制などについて検討を進めます。

(2) 関係機関等との連携強化

- ・ 保育所だけで障害児の保育を行うことは困難であることや、家庭の相談対応を含む総合的な取り組みを進めることが必要なことから、定例的に地域療育センター等の関係機関との連携会議を開催し、保育所や保護者が安心して日常の保育を行うとともに、個々の障害児について情報の共有化を図ります。
- ・ 障害児保育を実施していない施設に対し、施設長の理解・協力を求めるとともに、未実施園を巡回して、処遇を始める場合の具体的アドバイスを行うなど、受け入れを促進します。
- ・ 既に実施している施設も含めて、個々の障害児の特性やそれに応じた保育プログラムの作成、給食内容の工夫等、児童に適した処遇について学ぶことを目的に、実地研修をはじめとした研修の充実を図ります。

(3) 受け入れしやすい環境の整備

- ・ 施設内や敷地内通路のバリアフリー化、障害児の一時保育に必要な職員体制の充実に要する経費等について助成を検討します。